## 特定非営利活動法人日本スパ&ウェルネスツーリズム協会

# 定款

平成26年6月13日改訂平成27年9月27日認証改訂平成30年6月8日改訂令和4年6月10日改訂令和6年4月25日認証改訂

## 特定非営利活動法人日本スパ&ウェルネスツーリズム協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本スパ&ウェルネスツーリズム協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、心身の健康維持・回復・増進を図る予防医学的サービスを総合的に総称する「スパ」に関する分野において、スパサービス提供者の水準を高める指導・啓蒙活動並びに不特定多数の市民に対する情報提供及び安全で効果的な利用方法や、スパに関する知識の普及を図るなど、市民が安心して利用出来る環境づくりを実現し、公益に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 消費者の保護を図る活動

## (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
  - ①情報提供及びスパの活用に係わる事業
  - -1 市民広報普及事業

スパによる予防医学効能と心身の健康維持・回復・増進効果など、スパに関する正 しい知識と利用方法を伝える市民広報普及事業。

- -2 消費者保護事業
- スパ利用相談などによる情報提供・苦情処理などによる消費者保護事業。
- -3 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- スパに関する学術的基礎データ及び応用データの整備を行い、保健・医療・福祉並 びに健康増進施設などの分野で、スパの活用を促進する事業。
- -4 まちづくり支援事業

市民主導の新しいまちづくり事業などに対し、スパを活用した温泉や温浴施設の情報提供及び支援事業。

-5 学術・文化振興事業

スパと健康に関する学術分野の振興事業。スパの活用と普及による、新しいスパ文

化の振興事業。

-6 国際協力事業

海外のスパ関連学会及びスパ事業者との情報交換及びセミナー開催などの国際協力事業。

- ②スパサービス提供者の水準を高める事業
- -1 スパ従事者の資格認定制度制定事業。
- スパサービスの質を向上するための、スパサービス従事者資格認定制度を制定する 事業。
- -2 スパ従事者の人材育成支援事業。
- スパサービス従事者資格認定制度に基づく人材育成事業。
- -3 スパサービス提供者の資格認定制度制定事業。
- スパ利用者の視点から見た、スパの施設とサービスの質に関する資格認定制度を 制定する事業。
- -4 スパ施設の安全基準の制定事業。
- 市民が安心して利用できるスパ施設の安全基準を制定する事業。
- (2) その他の活動
  - -1 出版事業
- 2. 前項、第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という)上の社員とする。
  - (1) 正会員
    - この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体。
  - (2) アカデミー会員
    - この法人の目的に賛同し、スパを学術的に補佐・指導する者及び学生・研修生で、この法人の活動及び事業を推進する個人。
  - (3)削除

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
  - 2. 入会を希望する者は、協会所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。
    - (1) アカデミー会員を希望する者は、入会申込書に学術関係者又は学生証など身分を証明する書類を添付しなければならない。
  - 3. 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届けの提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、代表理事・理事長が別に定める退会届けを代表理事・理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名する ことが出来る。

この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 役員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5人以上20人以内
- (2) 監事2人以内
- 2. 理事のうち、1人を代表理事・理事長とし、他に専務理事、常務理事を置くことが出来る。

#### (選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
  - 2. 次の役職者は理事の互選によって選任する。
  - (1) 代表理事・理事長1人(以下「理事長」という)
  - (2) 削除
  - (3) 専務理事
  - (4) 常務理事
  - 3. 役職者の選任にあたり、本人とその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて 含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分 の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4. 監事2人以内 監事は理事又は法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
  - 2. 削除。
  - 3. 専務理事は、理事長を補佐し、法人の業務を統括する。

- 4. 常務理事は、法人の常務を処理する。
- 5. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。
- 6. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2. 補欠のため又は増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の 残任期間とする。
- 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを 補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事は理事会において理事総数の3 分の2以上の議決により、監事は、総会において出席者総数の3分の2以上の議決に より、これを解任することが出来る。

この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、理事会の決議により報酬を受けることができる。

- 2. 役員がその職務を執行するために要した費用を、この法人が支払うことができる。
- 3. 前2項に関し必要な事項は理事長が別に定める。

#### 第5章 総会

## (構成と種別)

第20条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種類とし、社員をもって構成する。

#### (機能)

第21条 総会は、この法人の運営に関する次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他運営に関する重要事項

#### (開催)

第22条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第6項4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第23条 総会は、前条第2項(3)の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2項第1号及び2号の規定によって請求があったときは、その日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

#### (定足数)

第25条 総会は、社員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と する。

但し、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、 この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した社員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第27条 社員の表決権は平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3. 前項の規定により表決した社員は、第25条・第26条第2項・第28条第1項第2号及び第48条の適用については、出席したものとみなす。
- 4. 総会に議決については、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数、出席者数(書面表決者又は表決委任者が有る場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名 押印をしなければならない。

## 第6章 理事会

#### (構成と機能)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

- 2. 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条に同じ)、その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他、法人の運営に関する重要事項

#### (開催)

第30条 理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日 以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、理事会の日時・場所・目的・及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

## (議長及び議決)

第32条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

- 2. 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。
- 3. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところとする。

#### (表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決に参加することができる。
- 3. 前項の規定により表決した理事は、第34条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4. 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名 押印をしなければならない。

## 第7章 総資産及び会計

#### (資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産。
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

## (資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、及びその他の事業に関する資産の2種類とする。

#### (資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。(会計の区分)

第39条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、及びそ の他の事業に関する会計の2種類とする。

#### (経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

#### (事業計画、収支予算及び決算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経て定める。

#### (暫定予算)

- 第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。
  - 2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (予備費の設定及び使用)

- 第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
  - 2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

第44条 予算の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議を経て、既定予算の 追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する 書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会 において議決を経なければならない。
  - 2. 決算上で剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において議決権を持つ社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
  - (1)主たる事務所の及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更に伴わないもの)

- (2) 資産に関する事項。
- (3) 公告の方法。

#### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、議決権を持つ会員総数の4分の 3以上の議決を経なければならない。
- 3. 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において議決権を持つ社員総数の3分の2 以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

#### (残余財産の処分)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)のときに有する残余する財産は、 特定非営利活動法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

#### 第9章 事務局、顧問・相談役

#### (事務局の設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4. 理事は、事務局長もしくは職員と兼職できる。
- 5. 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会にて定める。

## (顧問・相談役)

第53条 この法人は顧問、相談役を置くことができる。

- (1) 顧問、相談役は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- (2) 顧問、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- (3) 顧問、相談役は理事会における議決権を有しない。

## (公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の ホームページに掲載して行う。

## 第10章雑則

(細則)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な細則は理事会の議決を経て、 理事長が別に定める。

## 附則

- 1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第16条1項の規定に関わらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。

代表理事·会長河野順一 理事·副会長小野寺満 理事·副会長小柳幸子 理事岡田友悟 理事佐藤健 理事重隆文 理事島上和則 理事土橋告 理事工橋告 理事工十嵐義勝

- 3. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4. この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5. この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 個人1口6千円 団体 1口60千円
  - (2) アカデミー会員1口3千円
  - (3) 賛助会員1口1千円

これは当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人日本スパ&ウェルネスツーリズム協会 理事 岡田 友悟